

運営規程

社会福祉法人溪仁会ケアハウスカームヒル西円山 運営規程

ケアハウスの運営規程は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年5月9日厚生労働省令107号）（以下「指定基準」という。）に規定されている運営規程の記載内容とともに、「指定基準」上必要と思われる内容についても盛り込んだものとして作成されています。

（目的）

第1条 社会福祉法人溪仁会（以下「事業者」という。）が開設するケアハウスカームヒル西円山（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の目的及び基本的理念に基づき、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者（以下「入所者」という。）であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が入所者に対し、食事の提供、入浴の準備、相談及び援助、社会生活の便宜上の供与など、日常生活上必要なサービスを提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。

（運営の方針）

- 第2条** 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとします。
- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する従業者による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
- 3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

（施設の名称等）

- 第3条** 施設の名称及び所在地は、次の通りとします。
- 一 名称 ケアハウスカームヒル西円山
 - 二 所在地 札幌市中央区円山西町4丁目3番21号

（設備の基準）

- 第4条** 施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とします（ただし、都道府県知事が認めた施設は除きます）。
- 2 施設は、施設内に以下の設備を設けます。

- 一 居室
- 二 談話室、娯楽室又は集会室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 面談室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 宿直室
- 十一 事務室その他の運営上必要な設備

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

- 一 施設長 1人(常勤) 衛生推進者兼務
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。施設長に事故等あるときは、予め施設長が定めた従業者が施設長の職務を代行します。
 - 二 生活相談員 1人以上(うち1名以上は常勤の者とします)
入所者の生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか、次に掲げる業務を行います。
 - ア 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業者等との連携を図ります。
 - イ 苦情の内容等の記録
 - ウ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - 三 介護職員 2人以上(うち1名以上は常勤の者とします)
入所者の日常生活の介護、援助に従事します。
 - 四 栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行います。
 - 五 事務員 1人以上
事務員は、庶務及び会計業務に従事します。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他従業者を置きます。

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入所者に対して適切な処遇を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めます。

- 2 入所者に対する処遇の提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。
- 4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(入所定員)

第7条 施設の入所定員は、100人とします。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(入所申込者等に対する説明等)

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結します。

(入所者に提供するサービスの内容)

- 第9条** 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供します。
- 2 施設は、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めます。
 - 3 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めます。
 - 4 施設は、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション等の行事を実施するよう努めます。
 - 5 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。
 - 6 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
 - 7 施設は、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。
 - 8 施設は、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行います。

(健康管理)

- 第10条** 施設は、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとします。
- 2 施設は、入所者について、健康の保持に努めるものとします。

(利用料等)

- 第11条** 施設は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができるものとします。
- 一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として施設を所管する自治体の首長が定める額に限る。)
 - 二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。ただし、施設を所管する自治体の首長が定める額を上限額とする)
 - 三 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く。)

四 居室に係る光熱水費

五 入所者又は代理人が選定する特別なサービスの提供に伴い必要となる費用の額

六 理美容代

七 契約書第28条に定める所定の料金

八 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

(入退所)

第12条 施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めます。

2 施設は、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めます。

3 施設は、入所者の退所に際して、退所後に介護保険サービスを利用される場合は、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設等に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(利用に当たっての留意事項)

第13条 施設内は禁煙とします。

2 飲酒は、所定の場所のみ可能とします。

3 入所者は、原則として退去時に居室の原状回復を行うものとします。

4 入所者が次の各号に該当するときは居室を変更することができます。

一 2人部屋の入所者のいずれか一方の死亡等により1人となったとき

二 入所者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき

三 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき

5 入所者は、居室を転貸、又は譲渡若しくは入所者以外の方を同居させることはできません。

6 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとします。

7 入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

8 入所者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとします。

9 入所者との面会時間は所定の時間帯とします。

10 入所者は、施設で次の行為をしてはいけません。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。

三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 火気厳禁とします。

五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第14条 施設は、非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に定期的に周知します。

- 2 非常災害に備え、定期的（年2回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとしします。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施します。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理等)

第16条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとしします。
 - 一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこと。
 - 五 衛生推進者兼務は施設長が兼務する事とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的（年2回以上）に行うこと。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、都道府県、入所

者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。

- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(身体的拘束等)

第 18 条 施設は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という。)を行いません。

- 2 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること。

(虐待の防止)

第 19 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること。
- 四 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(秘密保持等)

第 20 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を洩らさないことを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

(苦情対応)

第 21 条 施設は、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録します。
- 3 施設は、その提供したサービスに関し、都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

- 4 施設は、都道府県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告します。
- 5 施設は、運営適正化委員会が行う調査に協力します。

(地域との連携)

第 22 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。

- 2 施設は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(協力医療機関等)

第 23 条 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておきます。

- 2 施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めます。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出ます。

- 4 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めます。

- 5 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行います。

- 6 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めます。

- 7 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めます。

(記録の整備)

第 24 条 施設は、次の各号に掲げる入所者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 一 入所者に提供するサービスに関する計画

- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 身体的拘束等を行った場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 四 入所者からの苦情の内容等の記録

- 五 入所者の事故及び事故に際して採った処置についての記録

(揭示)

第 25 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。ただし、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。

2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(損害賠償)

第 26 条 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(ハラスメント対策)

第 27 条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 28 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、入所者及び代理人の意向を伺いながら、施設長と事業者において定めるものとします。

2 第 1 項の規定に関わらず、運営規程の改廃について理事会の承認が必要な施設は、理事会の決議に基づいて運営規程の改廃を行うものとします。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 17 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行します。